

特定健康診査受診券を自宅へ送付します

特定健康診査は、40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。

メタボリックシンドロームは自覚症状がなく、そのまま放置した場合は生活習慣病を引き起こす要因となるため、健診による早期発見・予防が必要です。

健康状態を把握するため、1年に一度は特定健康診査を受診しましょう。



送付時期

5月下旬

特定健康診査の費用は **無料** です

組合員の皆さまからも被扶養者に受診されるようお伝えください。

特定健康診査の受診率が低い場合にはペナルティが課せられ、後期高齢者医療への負担金が増額するため、短期給付の財源率の引き上げにつながります。



特定健康診査の受診方法 (いずれか一つを受診してください)

①住民健診	②検査機関	③人間ドック (被扶養配偶者のみ)	④勤務先等の健康診断 (パート等をしている方)
居住地で実施している住民健診と併せて受診してください。 健診日等の詳細は、居住地の市町村へ確認してください。 なお、市町村が発行しているがん検診のクーポンも併せて利用できますので、積極的に受診しましょう。	特定健康診査を実施している検査機関で受診してください。 検査機関は こちら からご覧いただけます。	当組合が助成する人間ドックを受診する方は、特定健康診査を受診したことになります。 人間ドックの利用申請済みの方については、特定健康診査受診券は送付されません。	特定健康診査受診券を使用せずにパート先等で健康診断を受けた方は、健診結果(コピー)を提出することで特定健康診査を受診したとみなされますので、所属所(組合員の勤務先)の共済事務担当課を通して、当組合へ提出をお願いします。

受診日当日は特定健康診査受診券(①・②の方)または人間ドック利用承認書(③の方)のほかに以下のいずれかの資格確認書類が必要です

- ☐ マイナ保険証(カードリーダー等が利用できる場合)
- ☐ マイナポータルの資格情報画面
- ☐ 「資格情報のお知らせ」または「資格情報通知書」
- ☐ 「資格確認書」
- ☐ 「組合員(被扶養者)証」(令和7年12月1日まで)

短期組合員の方へ

職場の健康診断や人間ドックを受診しない方には、特定健康診査受診券を発行します

勤務時間や任用期間により職場の健康診断を受診できない方のうち人間ドックを受診しない方には「特定健康診査受診券」を発行しますので「特定健康診査の受診方法」①住民健診または②検査機関において、特定健康診査の受診をお願いします。

特定健康診査の後は…特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクのある方は、保健師や管理栄養士など専門家による特定保健指導を受診することになります。

リスクの程度に応じて動機付け支援または積極的支援があり、生活習慣病にならないように生活習慣の改善をしていきます。

なお、特定保健指導に該当した方には「特定保健指導利用券」を送付します。

特定保健指導の

費用も **無料** です

特定保健指導に該当した場合は必ず受診してください。

